

スポチャレいしかわネットワークシステム

サービス提供業務仕様書

(令和6年度)

目 次

1. 本調達の目的	3
1.1 事業の目的	3
1.2 業務概要	3
1.3 対象システム	3
1.3.1 システム概要	3
1.3.2 システム構成	4
2. 基本要件	5
2.1 運用保守要件	5
2.1.1 保守に関する要件	5
2.1.2 運用に関する要件	5
2.1.3 作業全般に関する要件	5
2.1.4 認識すべき現在の課題	5
2.1.5 改善要望事項	5
2.2 業務実施体制	5
2.2.1 体制に関する要件	5
3. サービス提供業務	6
3.1 保守	6
3.2 役務提供	6
3.3 運用	7
3.4 その他	7
4. システム調達スケジュール	7
5. 業務完了報告	8
5.1 業務完了報告	8
5.2 次年度の概算見積報告	8

1. 本調達目的

1.1 事業目的

現代の子どもたちは、生活様式の変化や新型コロナウイルス感染症の蔓延等による運動機会の減少等、様々な要因により、体力の低下傾向が見られている。また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることも課題となっており、体力向上の取組の強化が求められている。そこで当システムを通じて、児童生徒の運動習慣の定着や体力向上に寄与することを目的とする。

1.2 業務概要

スポチャレいしかわネットワークシステムに係る運用及び保守管理業務に適用し、システム全般における稼動監視や障害等に対応し、システムの円滑な運用を図る。

業務の概要は次のとおり。

(a) サービス提供

- ・安全で安定的なサービス提供
- ・システム化費用の平準化や削減

(b) 保守

- ・システムが正常稼動するよう現状維持保守の実施
- ・システム障害発生時の問合せ対応や原因調査、復旧処置の実施（統合基盤に依存する機器障害を除く）

(c) 運用

- ・システム操作、システム運用・維持管理に関する問い合わせの実施

1.3 対象システム

1.3.1 システム概要

「スポチャレいしかわネットワークシステム」は、が管理・運営
しているホスティングサービスを利用しシステム管理者（石川県教育委員会）、情報更新者（石川県内の学校担当者）によって各種スポチャレ種目の記録をインターネット経由で登録する。

本システムはWEB方式で構築されており、一般住民用にWEBサーバをインターネット公開し、各種スポチャレ種目の記録やランキング、その他スポチャレいしかわに関する情報を閲覧できる。

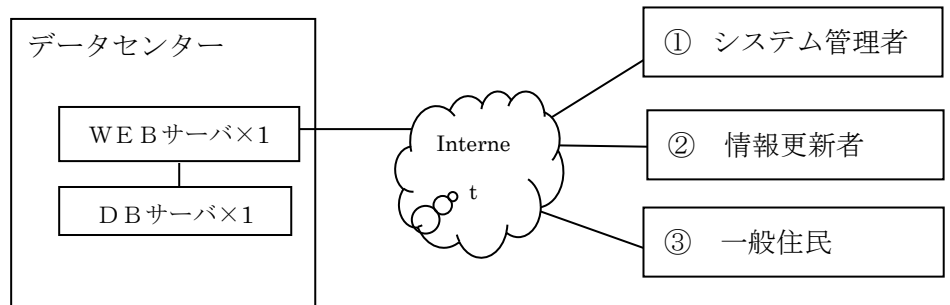
また、このシステムを活用して、本県小・中・高校生体力向上等に関する情報を提供することを目的とする。

<主な利用者>

- ① システム管理者 スポチャレいしかわネットワークシステムの管理情報を逐次更新するとともに登録内容の妥当性チェックを実施する。
(情報登録者のID・パスワード発行、登録内容のチェック等)

- ② 情報更新者 スポチャレ記録、1校1プラン計画書の登録

- ③ 一般住民 インターネット経由で情報を閲覧



<システム構成>

- ① WEBサーバ インターネット経由による一般住民公開用サーバ
- ② DBサーバ 各種データを管理、格納するサーバ

1.3.2 システム構成

[対象システム]

スポチャレいしかわネットワークシステム

[ホスティングサーバ]

- ① WEBサーバ：CPU1、メモリ4G、ストレージ100G
- ② DBサーバ：CPU1、メモリ4G、ストレージ100G
- ③ ファイアウォール：通信制御5ポリシー

[サービス内容]

- ① システムサポートサービス

2. 基本要件

2.1 運用保守要件

- ・障害発生時には、速やかな復旧処置のために作業にあたる。(統合基盤に依存する機器障害を除く)
- ・令和6年10月1日から令和12年3月31日において正常稼動するよう各種保守を行うこと。

2.1.1 通常保守に関する要件

- ・システムが正常稼動するよう現状維持保守を行うこと。
 - ・障害発生時には、速やかな復旧処置のために作業にあたること。(統合基盤に依存する機器障害を除く)
 - ・通常の運用時間は次のとおりとする。
 - 運用日 : 土日祝日、年末年始(12月29日～翌1月3日まで)を除く日
 - 運用時間 : 9:00～17:00
 - ・県システム管理者からの電話、FAX、電子メールによる問い合わせに対応すること。
- ※ただし、緊急を要する場合は、別途協議を行うものとする。

2.1.2 運用保守に関する要件

- ・石川県サーバ統合基盤利用仕様書に記載の内容を実施

2.1.3 作業全般に関する要件

- ・個人情報や業務上公にすべきでない重要な情報については、石川県の指針を守り、細心の注意を払い守秘義務を遵守する。
- ・県からの問合せ対応や作業実績などは、整理し報告する。
- ・障害発生時には、報告から復旧にいたるまでの連携および随時報告をすること。(統合基盤に依存する機器障害を除く)
- ・石川県情報調達共通特記仕様書(令和4年4月版)を遵守すること。

2.1.4 認識すべき現在の課題

現在、特に認識すべき課題や改善を要望する事項は存在しない。

2.1.5 改善要望事項

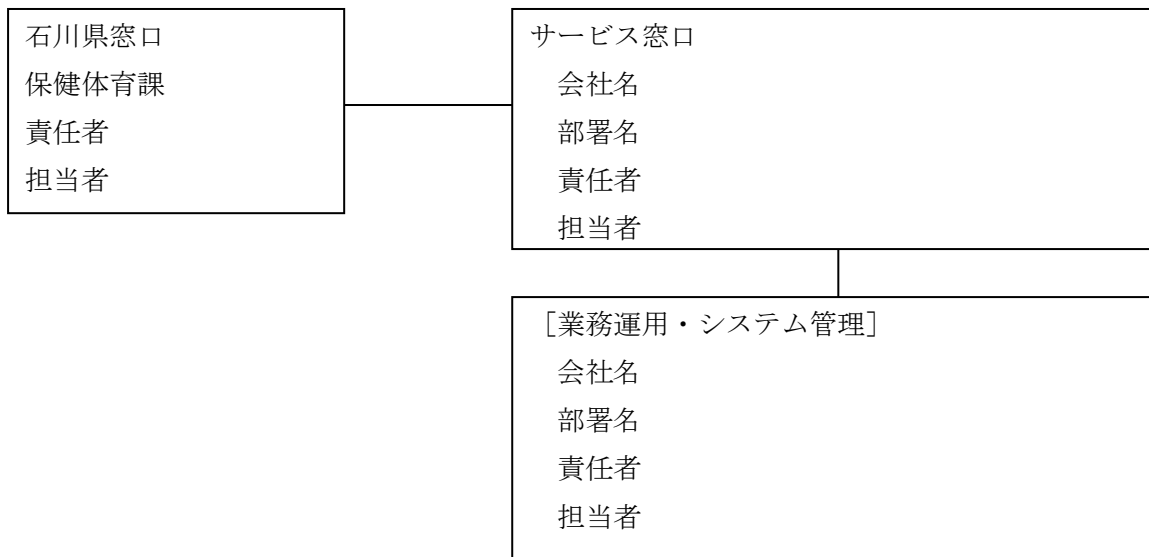
担当職員が、運用・保守業務を通じて改善が必要と判断した場合、対策や実施方法などについて、運用・保守業務の責任者を通じて協議を行う。

2.2 業務実施体制

2.2.1 体制に関する要件

- ・責任者は、システム運用・保守に関するノウハウを有し、問題管理や各部門の総括などを実施でき、調整能力や基本的な決定権を保有するものとする。
- ・担当者は、当該業務、当該システムに関するノウハウや関連するシステムについての知識など、運用保守業務を実施するために十分な知識を保有するものとする。
- ・組織的なノウハウの継承や担当者の教育を怠らない。
- ・緊急時に連絡が取れるよう、窓口を明確にしておく。

＜スポチャレいしかわネットワークシステム 運用保守体制図＞



3. サービス提供業務

3.1 保守

情報システムに障害等が発生し業務運用に支障が生じた場合に、速やかに障害対応し業務を復旧するなどの保守を実施する。

3.2 役務提供

(a) 予防保守作業

①セキュリティ、パッチ適用

適時、OS、ミドルウェアの脆弱性の情報のチェックを行うこと。

重要度の高いパッチについては、県担当者と協議のうえ十分なテストを行ったうえでセキュリティパッチの適用を行うこと。

②ウィルス対策

統合基盤でウィルス対策を実施した結果のメールを確認し、適正な運用に必要な場合は対応する。

③サービスの監視

統合基盤で監視を実施した結果のメールを確認し、適正な運用に必要な場合は対応する。

(b) 障害対応

①障害原因調査、応急処置

障害発生時には速やかに障害原因を調査すること。原因究明が長引く場合には、調査を継続できるように必要な情報を取得し、安全性を考慮し県担当者に説明の上、情報システムの利用に支障がないような応急処置を行うこと。

②障害復旧

障害原因が判明し障害原因の排除を行う場合には、県担当者に説明し了解を得た上で対応すること。特に、プログラムの入れ替えなどを行う際には、事前に十分な試験を行い、その結果についても報告すること。

3.3 運用

(a) 問合せ対応

県担当者からの電話、FAX、電子メールによる問い合わせに対応すること。回答に調査が必要で長引く場合などには、その旨を問合せ者に速やかに連絡すること。

3.4 その他

(a) 操作指導

管理者向けの操作指導者講習会を必要に応じて行うこと。

(b) 構成管理

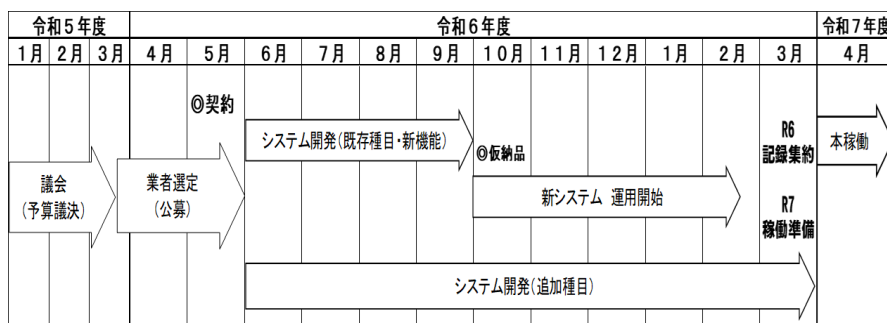
変更が生じる都度、構成管理を行い常に最新の状態にしておくこと。

(c) 性能改善

システムパフォーマンスに改善が必要となった場合の環境設定などの設定変更などを行うこと。なお、要求仕様に対する改修や要求仕様の範囲外の追加機能を実施する場合は、改修要件を検討・整理したうえで、システム改修を別途契約にて対応すること。

4 システム調達スケジュール

- ・追加種目を除く基本システム納入期限：令和6年9月30日
- ・新種目追加期限：令和7年3月19日



5. 業務完了報告

5.1 業務完了報告

令和7年3月19日に業務完了報告書を提出し、将来における懸念事項を予防するための提言を行うこと。

5.2 次年度の概算見積報告

次年度の予算作成にあたり、概算見積を作業項目（仕様書）に沿った内容で提示すること。

以上